

第1回 彦根市入札監視委員会 議事概要

- 【日 時】 令和3年5月27日(木) 14時10分から15時30分まで
- 【場 所】 市役所本庁舎別館2階 2A会議室
- 【出席者】 委員：荒川委員長・高田委員・石井委員
事務局：契約監理室(疋田室長・都築次長・荒北主幹・西林副主幹)
工事担当課：建築住宅課 都市計画課 道路河川課 上水道工務課
下水道建設課 清掃センター
- 【傍聴者】 なし

1 開会

2 議事

(1) 入札および契約手続きの運用状況等について

※ 事務局から、資料1-1 資料1-2 資料1-3 参考資料 一括して説明

委員長：ここまでの事務局の説明で何かご意見、ご質問等はありませんか？

※ 特に意見なし

(2) 抽出案件の審議について

委員長：それでは、議事の2つ目抽出案件の審議に移ります。今回2名の委員に抽出をお願いしています。本日、川浦委員が欠席されていますので、事務局から抽出条件等を説明願います。

事務局：金額の大きいもの、落札率の高いものを中心に4件抽出されております。

委員長：では、順次個別に進めたいと思います。事務局から説明をお願いします。

① 条件付一般競争入札(事後審査型) (土木一式工事)「R元公共下水道猿ヶ瀬第1雨水幹線整備工事(その2)」、「R2公共下水道猿ヶ瀬第1雨水幹線整備工事」、「安清東町排水路改修工事」3件合札

※ 事務局資料1-4を説明

委員長：ただ今の説明に対してご意見、ご質問はありませんか？

委員：この入札は3件が一度に入札していますが、そのようになった経緯は？

担当課：この3件については、工事の工程上密接に関連する工事でありまして、分離して発注することが難しいため合札しております。中でも、R元公共下水道猿ヶ瀬第一雨水幹線工事(その2)は繰越金(昨年度予算を次の年に繰り越したもの)を使ってい

て、あと2件は現年予算(当該年度の予算)になります。繰越金の工事は令和3年3月末の完了が確実に求められています。中でも河川工事というのは、出水期を避けた施工が前提条件であり限られた日数の中で万が一のことを考えて確実に執行するため、契約を分けた合札工事としたものです。

委員：お金の出どころが違って一緒にするわけにもいかず、かといって分けることもできず、ということですか。

事務局：予算については、「明許繰越」としては、議会の承認があれば一年だけ予算を繰越すことができますが、その分は3月末までに終わらなければならないのですが、仮に工期が延長になったとき再度の繰越しができないために、あらかじめ分けざるを得ないということです。

委員長：ほかにございますか？

委員：この案件だけに限らず、資料1-2①の「土木一式工事」を見ていると最低制限価格未満の失格数が結構あるのですが、だいたいそのような傾向にあるのでしょうか。

事務局：どちらかというと、業者さんの積算能力が昔に比べて精度が上がってきていると思います。その中で、最低制限価格あたりを狙った札が多い。ただ、最低制限価格は α 値をランダムにかけておまして、業者さんにはランダムの部分がわからないためその近辺で下回ってしまうとギリギリ失格になってしまうことが最近多いと認識しております。

委員：わかりました。

② 指名競争入札（建築工事）「市営広野第二団地ブロック塀改修工事」

※ 事務局説明

委員長：では、この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？

委員：「制度」の話なのですが、再入札=2回目のときに、(1回目)で予定価格を上回った人は再入札できるが、(最低制限価格未満)低いところは参加できない？

事務局：そうです、失格となります。

委員長：こういうやり方はどこも(他市町も)そうなのですか？

事務局：そうです。

委員長： α 値の幅は公共団体によって違うのですか？

事務局：そうです。

委員長：制度の問題ですので、ここでどうするということが決まるわけではないので。問題意識としてありがとうございます。

他に何かありませんか？

委員：では、これもこの案件ということではないのですが、資料①-2の①の4p、建築一式工事を見てみると、どの落札率も結構高く、かつ参加者数が、上から5、8、6者で少なく、そのうち予定価格超過と最低制限価格未満を引くと、結局有効な応

札数がどれも1者でかつ落札率が98%を超えているのは、これもやはりそういう傾向にあるのでしょうか。

事務局：令和2年度の建築一式工事につきましては、不調案件が2件もありますし、落札率も95.87%、今回の抽出案件も指名競争入札なのですが、指名競争入札にあたっては98.26%、しかも業者の参加率が低いのは常々課題として思っていて、一つの要因としましては、令和2年度までは業者の格付けをA～Eの5段階で持っていました。そうすると各ランクにあてはめて少なくなってしまうので令和3年度からは2ランクに改めるなどしてできるだけ各案件に参加できる業者を増やすように制度の見直しをさせていただいたところがございます。そういった改定を踏まえて令和3年度の落札状況がどう変わるのかを見守りながら状況を見ていきたい。それでも状況が変わらなければまた別の要因が考えられますので次の段階で分析していきたいと思います。ちなみに令和元年度ですと、建築の不調案件は5件ございまして、落札率は92%のあたりでましなのですが、建築工事につきましては、耐震工事や体育センターの工事など全体的に落札率が高かったり不調だったりする傾向にあるので業界の話も一部関係してくるのかという感じもしている。

委員：後で指摘しようと思っていたのですが、すべての案件で落札率が95%以上のうち応札数が1というのが、例えば建設工事でいうと、今回の資料の中で、落札率95%以上の案件が31件あって、そのうち21件が応札数1、応札数2が8件、応札数が1～2件というのが31件中29件(93.5%)。ほとんどが1件または2件しか応札がない。

事務局：ご指摘のとおりでございまして、特に本市も苦慮しているのが、建築工事や電気工事、管工事、特に電気工事などはご指摘のとおり参加者が1者とか2者が続いているので、その辺りは、令和3年度からの格付け基準の見直しで対応していきたい。まずは様子を見たいと考えている。

③ 指名競争入札（測量コンサルタント）「R2 公共下水道台帳作成委託業務」、「R2 水道配管台帳データ更新委託業務」2件合札

※ 事務局説明

委員長：では、この件につきましてご意見、ご質問はありますか？

委員：測量業務はこの件はこの落札率なのですが、他の契約はどのような落札率なのか？
特に同じような人たちが参加しているものの落札率はどうなっているのか？

事務局：そうですね、比較的予定価格を超過することが多いように感じている中で、・・・結局、測量でいきますとそこまででもない・・・70%というものもあるので、本件は、落札率が少し高いと言えます。

事務局：どちらかといいますとコンサル業務につきましてはまず市内業者自体が少ない、もちろん、地元業者優先発注という市の基本方針に基づいて、市内業者は全部指名を

している中で、結構いろんな業種で入ってこられるというのにはあり、結果は、案件ごとに異なるため、落札率は前後するものと認識しております。

委員長：落札率の調査をお願いしますか？

委員：そうですね、では、2年分程度の全ての(コンサル)業種で。

事務局：令和元年、2年度ということで調べます。

④ 随意契約（機械器具設置工事）「ごみ焼却場定期整備工事」

※ 事務局説明

委員長：それでは、ご質問・ご意見がありましたらどうぞ。

※ 特に意見なし

委員長：では、これで川浦委員の抽出案件については終わります。

続きまして、藤委員が抽出されたものに移ります。

事務局：(欠席されている)藤委員からは、抽出の基準につきましては、契約金額が多いもの、参加者が少ないもの以上2点の視点から4件抽出されたと伺っております。

⑤ 一般競争入札（電気工事）「R2金亀公園電気設備改修工事(その3)」

※ 事務局説明

委員長：では、ご意見ご質問をお願いします。

委員：対象者が5者というのは少ないかなと思うのですが、仕方ないことなのですか？

事務局：本市の契約規則では指名競争入札では5者以上の指名と基準を定めており5者は確保したいのですが、先ほどから委員にご指摘いただいているとおり、電気工事や建築工事についてはそもそも業者数が少ない中で、参加者がさらに少ない状況です。これも先ほどご説明いたしました、格付けを見直したことで5ランクが2ランクにしたことで、例えば今回の案件を令和3年度に発注した場合ですと10者対象となるような状況を作っているのも一定、参加業者が増えることを期待しているところです。

委員：先程来、有効な入札数が減れば減るほど落札率が高い傾向にあるということが見て取れるので、まずは参加者数を増やすことが先決かなと思いますので、それに対しては対応していただけるということですので、承知いたしました。

事務局：次回の委員会分から、令和3年度基準に基づく工事が混じってまいりますので、次回以降着目していただければと思います。

⑥ 一般競争入札（解体工事）「市営開出今団地解体工事」

※ 事務局説明

委員長：ご意見・ご質問はありませんか？

事務局：解体工事につきましては、令和元年の6月に特例措置がなくなり、新しくできた工

種になっておりまして、令和元年度、令和2年度は登録者数があまり伸びなかった
ので、なかなか指名できる対象者が少なかったのですが、令和3年度は市内業者で
も登録が倍近く13者に増え、さらに参加者が増えることが期待できる。格付けの
対象外工種ではありますが、改善はされるのではないかと期待しているところ
です。

⑦ 指名競争入札（造園工事）「市庁舎植栽等整備工事」

※ 事務局説明

委員長：それでは、ご質問・ご意見はありませんか？

委員：1者が2回目不参加ということですが、特に理由はおっしゃらず？

事務局：電子入札システムですので、特に理由を伺う機会はなく、機械上「辞退」となりま
す。

委員：もうすでに他の仕事を取っているからという理由で参加されない、とか。

事務局：特に、お仕事が忙しいということではなさそうです。

⑧ 随意契約（機械器具設置工事）「稲枝配水系ほかテレメータ更新工事」

※ 事務局説明

委員長：ご意見・ご質問があればどうぞ。

委員：この契約業者が作られたプログラムなので、恐らく見積もりも、予定価格のベース
となる情報も当該業者から取られているのであれば、もしそうならば落札率が
99.47%なのは必然で、いいことなのかどうか。もう少し値下げ交渉の余地がど
こかにあるのではないか。

事務局：実は、資料の不調案件一覧表の15番目の案件が1者随契なのに不調となったもの
で、設計をもう一度やり直して再度執行したのが今回の案件でございます。なので、
担当課がないので経緯はわかりませんが、なかなかメーカーさんとの価格の折り
合いがつかなかった部分が多少あるのかな、という中で2回目にこのギリギリの
価格で応じていただけたのかなと認識しております。1回目はびっくりするくらい
価格が合わなかったのです。

委員：同じ業者を相手に？

事務局：そうです。当初より、範囲を広げて発注されている。

委員：不調になった時の価格は？

事務局：非公表にさせていただいている。

委員長：よろしいですか？

委員：こういう事案を見るといつも思うのが、メンテナンスを含めて一括の一つの案件に
したほうが、一回ある業者に作られると、メンテナンスも全部同じ業者になり、そ
の度に向こうの言い値に應じなければならない、合わなければ流れる。随意契約す

ると 99%みたいな状況。作るときにメンテナンスも含めた契約にするなりの工夫が必要かと思います。

委員：ごみ処理施設については、新しい施設建設の話もありますので、参考にさせていただきます。

委員長：今の発言は答申でしょうか、どのように扱いましょうか。意見として扱えばいいのでしょうか。

委員：こういうケースはそうとうあるのでしょうか？

事務局：そうですね。浄水場とか清掃センターの案件になりますと作った当初から同じシステムでいかざるを得ないので。今後見直すとしたら、その施設を辞めて、別の新しい分に作り替えるタイミングで対応するほかは、難しいかと。ごみ処理施設につきましても、だいぶ先の話になりますので、今ご意見をいただいて何十年も管理できるかというところは難しいのかなと、ちょっと個人的には思いますけれども。

委員長：そうすると、答申を出してもたぶん対応できない、業者の関係もあるので。

意見として留めていただいて、次回、(ずいぶん先になるようだが)機会があったときに生かしていただけるようにということによろしいでしょうか。

以上で本日の審議は終わりました。いくつか、調べていただきたいこととか、業者の数を見守っていくとか今後いろいろありますので。

では、その他に移らせていただきます。

事務局：その他といたしまして事務局から、前回の委員会での指摘事項の報告させていただきます。

前回の委員会で、有資格者の代表者が別の有資格者の代表も兼ねている、ということで、両者が参加することで高い落札率という案件を調べて、両者を同じ入札に参加させ続けることが適当かどうか調査をするということでした。過去 2 年間の状況を確認しましたところ、当該案件のあった業種においては、最大 99.85%、最小でも 91.28%と総じて落札率が高かったという状況でございました。そして多くの工事で代表者が同じ 2 者が落札している状況が確認されたところです。

これを受けまして、3 月 24 日に開催しました「彦根市入札制度等検討会議」において、本委員会からのご指摘と、落札結果を受けまして検討しました結果、令和 3 年度の入札から、入札日の時点で代表者が本入札参加する他の入札参加者の代表を兼ねている場合における入札参加について制限を設けることに決定いたしまして、すでにHPで周知させていただいております。また今年度の入札案件の公告から、そういった場合無効となるよう条件に加えております。こういった対応を取らせていただきましたのでご報告いたします。今後もより適切な入札執行となりますよう改善を図ってまいりたいと考えております。本件につきましては以上でございます。

続きまして、昨年度にございました談合情報についてご報告させていただきます。

当該案件は、昨年度の9月執行予定の「市立病院屋上防水改修工事」です。

※ 事務局経過報告

なお、本件は、一部設計変更し、改めて入札にかけた結果、資料1-2①の条件付一般競争入札のNo.38にお示ししておりますとおり落札決定しております。

委員長：よろしいでしょうか？

委員：抽出案件を抽出するときに各委員がそれぞれの条件で抽出されていると思いますが、私は予定価格が高額、具体的には契約金額が3千万以上、落札率が95%以上、有効落札数が1、をだいたい抽出しているのですが、改めて入札にかけて落札決定した案件はその全てがあてはまるので、今後そういう点を注視していった方がいいのかと思います。それと関連して、どの担当課が高い落札率となっているかを調べたところ、建築住宅課のものが一般競争、指名競争含めて(随契除く)、今回の資料では44件担当されているのですが、全てにおいて落札率が90%以上でした。同じことを都市計画課で調べたら落札率90%以上のものは、12件中5件でした。建築住宅課の44件全てが90%以上というのが見て取れた。だからどうということではないが、一つ調べていただきたいのが担当課ごとの平均落札率を調べてほしい。

委員長：すべての工事ですか？

委員：建設工事のみでお願いします。委託業務は数が少ないので参考にならないと思うので、2年間くらい。今回のデータだけ見たときに気が付いたので。

委員長：さきほどの、調査と合わせて調べていただくということで。

他にありませんか？なければ、次回の委員会について、事務局お願いします。

事務局：次回の委員会は8月に予定しております。次回は石井委員に、抽出をお願いしたい。期間としては3月～6月分、ということで5件抽出をお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

委員長：それではこれで、すべての案件を終了させていただきます。事務局にお返しいたします。

事務局：本日はお忙しい中、長時間にわたり、慎重にご審議いただきありがとうございます。これを持ちまして第1回入札監視委員会を閉じさせていただきます。今後ともお力添え賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。